

福津市障害者就労施設等優先調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立促進に資するため、本市が行う物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 調達方針の適用範囲

この方針は、福津市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設等

本方針の対象となる施設は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- ア) 障害者支援施設
- イ) 地域活動支援センター
- ウ) 障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
- エ) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法(昭和45年法律第84号)第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
- オ) 重度障害者多数雇用事業所
- カ) 在宅就業障害者
- キ) 在宅就業支援団体

4 調達物品等

市が調達する物品等は、上記対象施設に関するものとする。

5 調達の推進方法

市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の提供能力の向上

障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

- ア) 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- イ) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。
- ウ) 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するように努める。
- エ) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 隨意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を活用すること。

(5) 本市が主催するイベント等については、可能な限り障害者就労施設等に対し、情報の提供及び出店の調整を行う。

(6) 調達方針の推進にあたっては、市内中小企業や「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和 46 年法律第 68 号）に基づいて設置されたシルバー人材センターなどに十分に配慮する。

6 調達の目標

年度の調達目標は、前年度の件数及び実績額を上回ることとして、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本調達方針は、市ホームページにより公表する。なお、見直しを行った場合も同様とする。
- (2) 調達実績は、年度の終了後、概要を取りまとめ、市ホームページにより公表する。

8 担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉課障がい福祉係とする。

附 則

本方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

令和4年度調達物品及び調達目標

1. 障害者就労施設等から調達可能な物品等

- ・障害者就労施設等利用者が生産活動に関わることで生産される物品
- ・障害者就労施設等利用者が従事する役務

2. 調達の目標

令和4年度の実績を上回ることとする。

令和4年度の調達実績

235件 1, 300, 600円